

加入時に健康診断が必要な場合

健康診断が必要な場合

特定業務に一定期間以上従事している方は、「特別加入時健康診断」の受診が必要です。

健康診断が必要な場合は、「健康診断確認書」を提出してください。

※保険番号は、健康診断を受診して労働局の加入承認後に加入証明書にてお知らせします。

申込確認書での保険番号通知はできませんので、余裕をもってお申込みください。

※業務の内容や業務歴について虚偽の申請をして加入した場合、加入承認の取消や保険給付を受けられないことがあります。

健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	従事した期間 (通算期間)	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務 石・解体など (じん肺法施行規則別表に定める作業及びアスベスト除去作業等)	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務 石・解体など (さく岩機、鋳打機、チェーンソー、チップングハンマー、 コンクリートブレイカー、ブッシュクリーナー等)	1年	振動障害健康診断
鉛業務 自然換気が不十分な場所でのほんだ付け 鉛装置の粉碎、溶接、溶断、切断など (酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、炭酸鉛、珪酸鉛等)	6ヵ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務 防水・塗装など (アセトン、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、クロロベンゼン、 クロロホルム等)	6ヵ月	有機溶剤中毒健康診断

健康診断が必要な場合の手続きについて

①申請後1ヵ月程度で労働基準監督署から当協会に「特別加入健康診断指示書」などが交付されますので、当協会から加入者様に「健康診断のご案内」等の必要書類を郵送します。

②当協会から「健康診断のご案内」が届きましたら、加入者様が同封の「健康診断が可能な病院一覧表」から都合のよい健診実施機関に電話予約をし、当協会に予約日と病院名をご連絡ください。

※指示された期間に受診できるように予約してください。

③予約日に健康診断を受けてください。受診の際には、同封の必要書類を病院に提出してください。

※健診費用については、国が負担します。ただし、交通費は自己負担となります。

※指定期間内に健康診断を自己都合で受診しない場合は、申請を取り下げます。その場合には、会費の返金はできません。また、違約金 5,000 円をいただきます。以後は弊社へのお申込みはできません。

④労働基準監督署から当協会に「特別加入承認通知書」が届き次第、当協会から加入者様に「労働保険加入証明書」を郵送いたします。健診受診後1～2ヵ月程度かかります。

特別加入が制限される場合

加入時健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

*特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就労することが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する内容にかかわらず特別加入は認められません。

*特別加入予定者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの転換を必要とすると認められる場合には、当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることになります。